

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則  
事業者設定基準届出書

関送企発 第 13 号  
2023 年 12 月 1 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 白銀 隆之

別表に掲げる一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別表)

| 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則 |                                                                                                    |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 8 条第 4 項           | 第 8 条第 3 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準                                                                   |
| 第 9 条第 2 項           | 第 9 条第 1 項第 5 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準                                                              |
| 第 1 1 条第 2 項         | 送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準                                                                           |
| 第 1 2 条第 2 項         | 第 1 2 条第 1 項第 6 号に規定する値に代わるものとして設定した値                                                              |
| 第 1 6 条第 2 項         | 託送収益、事業者間精算収益及び電力料（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の需要側送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費への配分基準 |
| 第 2 5 条第 5 項         | 送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準                                                                    |

(別紙)

第8条第3項に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
[第8条第4項関係]

1. 第8条第3項に規定する基準

一般送配電事業者は、前項の規定により同項第八号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、同項第一号から第七号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

別表第2第1表 一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

- |                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の7部門（水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準                                                 |
| (2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準（代表的な物量又は金額の比率をいう。以下同じ。）又は配賦基準（他の基礎原価等項目において整理済みの物量又は金額の比率をいう。以下この表において同じ。）を用いて整理すること。 |

別表第2第2表 活動帰属基準、配賦基準分類表

|        | 活動帰属基準                             | 配賦基準                                       |
|--------|------------------------------------|--------------------------------------------|
| 賃借料    | 各部門業務用建物床面積比<br>（建物については、賃借物件に限る。） | —                                          |
| 委託費    | —                                  | 各部門業務用建物床面積比<br>（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。） |
| 電気事業報酬 | —                                  | 内容ごとに各部門設備別帳簿価額比                           |

## 2. 設定した基準

|        |                | 活動帰属基準                               | 配賦基準                                      |
|--------|----------------|--------------------------------------|-------------------------------------------|
| 賃借料    | 業務用建物等賃借料      | 各部門業務用建物床面積比<br>(建物については、賃借物件に限る。)   | —                                         |
|        | 寮・社宅賃借料        | 直課された各部門人員数比                         | —                                         |
|        | 機械賃借料          | 直課された各部門人員数比                         | —                                         |
|        | その他賃借料         | —                                    | 直課された各部門賃借料比                              |
| 委託費    | 事業所管理委託費       | 各部門業務用建物床面積比<br>(建物については、自己所有物件に限る。) | —                                         |
|        | 業務機械化委託費       | 直課された各部門人員数比                         | —                                         |
|        | その他委託費         | —                                    | 各部門業務用建物面積比<br>(建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。) |
| 電気事業報酬 | 特定固定資産         | 各部門業務用建物床面積比<br>(建物については、自己所有物件に限る。) | —                                         |
|        | 建設中固定資産        | 各部門業務用建物床面積比<br>(建物については、自己所有物件に限る。) | —                                         |
|        | 運転資本<br>(営業資本) | 各部門営業資本比                             | —                                         |

## 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔2. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

(別紙)

第9条第1項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
〔第9条第2項関係〕

1. 第9条第1項第5号に規定する基準

販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費に整理し、それぞれに整理された販売費の第一次整理原価を、給電設備に係る第一次整理原価（沖縄電力にあっては、特定小売料金算定規則第二十条第四項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第三号の規定により、ネットワーク給電費に整理されたものをいう。以下「給電費」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（沖縄電力にあっては、同項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第四号の規定により、ネットワーク需要家費に整理されたものをいう。以下「販売需要家費」という。）並びにその他販売費（沖縄電力にあっては、同項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第五号の規定により、ネットワーク一般販売費に整理されたものをいう。以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

別表第2第1表 一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

- |                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. 離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費へ整理された販売費の給電費、販売需要家費及び一般販売費への整理の基準<br>(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第2第2表 活動帰属基準、配賦基準分類表

|        | 活動帰属基準 | 配賦基準      |
|--------|--------|-----------|
| 電気事業報酬 | —      | 直課された人員数比 |

2. 設定した基準

|        |            | 活動帰属基準                               | 配賦基準      |
|--------|------------|--------------------------------------|-----------|
| 電気事業報酬 | 特定固定資産     | 各部門業務用建物床面積比<br>(建物については、自己所有物件に限る。) | —         |
|        | 建設中の資産     | 各部門業務用建物床面積比<br>(建物については、自己所有物件に限る。) | —         |
|        | 運転資本（営業資本） | —                                    | 直課された人員数比 |

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

販売費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔2. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

(別紙)

送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準  
[第 1 1 条第 2 項関係]

|                                     | 配 分 基 準                                             |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 給料手当<br>(環境対策費を除く。)                 | 送配電関連固定費に整理する。                                      |
| 給料手当振替額(貸方)<br>(環境対策費を除く。)          | 送配電関連固定費に整理する。                                      |
| 雑給<br>(環境対策費を除く。)                   | 送配電関連固定費に整理する。                                      |
| 消耗品費<br>(環境対策費を除く。)                 | 送配電関連固定費と送配電関連可変費の割合が一对一となるように整理する。                 |
| 修繕費<br>(環境対策費を除く。)                  | 送配電関連固定費に整理する。                                      |
| 託送料                                 | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。 |
| 事業者間精算費                             | 送配電関連可変費に整理する。                                      |
| 委託費<br>(環境対策費を除く。)                  | 送配電関連固定費に整理する。                                      |
| 養成費<br>(環境対策費を除く。)                  | 送配電関連固定費に整理する。                                      |
| 諸費<br>(環境対策費を除く。)                   | 送配電関連固定費に整理する。                                      |
| 地帯間購入送電費                            | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。 |
| 他社購入電源費                             | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。 |
| 建設分担関連費振替額(貸方)<br>(環境対策費を除く。)       | 送配電関連固定費に整理する。                                      |
| 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)<br>(環境対策費を除く。) | 送配電関連固定費に整理する。                                      |
| 地帯間販売送電料                            | 電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。 |

第12条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値  
[第12条第2項関係]

1. 第12条第1項第6号に規定する値

月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）

2. 設定した値

第13条第2項第7号に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分については、第12条第2項の規定により、同条第6項第1号の割合を同条第1項第6号に定める値によらず、設備の差異・費用の発生の原因等を反映した値により算定する。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線・地中引込線・計器に係る費用及び屋内配線の点検委託に係る費用については、口数比で配分せずに、各設備に対応する電圧区分に応じて、三需要種別に直接整理するものとする。

3. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要家設備関連費用の配分にあたり、設備の差異・費用の発生の原因等を反映した値とすることとした。

(別紙)

託送収益、事業者間精算収益及び電力料（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の需要側送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費への配分基準  
〔第 16 条第 2 項関係〕

|                                                    | 配 分 基 準                                                |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 託送収益                                               | 電力量の多寡によらない料金を需要側送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。 |
| 事業者間精算収益                                           | 送配電関連可変費に整理する。                                         |
| 電力料（離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。） | 電力量の多寡によらない料金を需要側送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。 |



送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準  
[第25条第5項関係]

基準託送供給料金は送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した以下の基準により設定する。

1. 料金の種類

送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価差を考慮して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金、系統連系受電サービス料金を設定する。

接続送電サービス料金は標準接続送電サービス、昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を踏まえた時間帯別接続送電サービス、自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した従量接続送電サービスおよび低圧で供給し電灯または小型機器を使用する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた電灯定額接続送電サービスを設定する。また、臨時接続送電サービス料金は臨時接続送電サービス、低圧で供給する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた臨時定額接続送電サービスを設定する。また、高圧または特別高圧で供給する場合における標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスについては、契約者が希望され当社との協議が整ったときは、時間帯区分ごとの最大需要電力等を踏まえて割引額を算定し、基本料金および電力量料金の合計から差し引くこととする。

系統連系受電サービス料金は、基幹系統の将来的な投資効率化効果および電気の潮流状況の改善に資する効果や、特別高圧系統の将来的な投資効率化効果を踏まえて、割引対象変電所等および割引区分・割引単価を定める系統設備効率化割引を設定し、受電地点について当社が選定する連系変電所等が割引対象変電所等の場合は、割引区分に応じた割引額を算定し、基本料金および電力量料金の合計から差し引くこととする。

2. 料金制

基準託送供給料金は基本料金と電力量料金とを組み合わせた二部料金制、従量料金制および定額制により設定する。